

申込資格

1 住所等

【開業資金を除く資金】

(法人の場合) ※(1)又は(2)

	本店 (NPO法人の場合は「主たる事務所」) の所在地	法人代表者の住所
(1)	市内に本店を有し、引き続き 1 年以上市内で同一事業を営んでいること	—
(2)	隣接市に本店を有し、引き続き 1 年以上隣接市又は市内で同一事業を営んでいる場合	引き続き 1 年以上市内に住所を有している

(個人事業主の場合) ※(1)又は(2)

	申込者の住所	主たる事業所の所在地
(1)	引き続き市内に 1 年以上住所を有している場合	市内又は隣接市に主たる事業所があり、引き続き 1 年以上、市内又は隣接市で同一事業を営んでいる
(2)	引き続き隣接市に 1 年以上住所を有している場合	市内に主たる事業所があり、引き続き 1 年以上、市内で同一事業を営んでいる

(注 1) 本店 (主たる事務所) の所在地とは、単なる登記上の住所というだけではなく、事業実態がある (小金井市に法人市民税の申告を行っている) ことが必要です。

(注 2) 隣接市とは、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市です。

【開業資金】 ※(1)又は(2)

(1) 事業を営んでいない個人で①又は②に該当する方が対象

- ① 法人又は個人事業主として小金井市内で開業する方
- ② 法人又は個人事業主で小金井市内で開業した日から 1 年未満の方

(2) 事業を営んでいる方で①又は②に該当する方が対象

- ① 特許法又は意匠法の登録を有する方 (第三者からの導入を含む) もしくは法律による資格を有する方で、その登録又は資格に基づく事業を、個人又は法人として小金井市内で開業しようとする方
- ② 小金井市内で事業を営む法人又は個人事業主で①により開業した日から 1 年未満の方

◎ 申請時には、当該事業に着手していることが明らかなことが必要です。

〔 店舗賃貸契約、機械・器具等設備の発注、商品・原材料の仕入れ、事業許認可など、事業に着手していることが分かる関係書類を提出していただきます。 〕

2 事業規模及び業種

- ・ 常勤の従業員が 30 人以下であること。
- ・ 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること。

3 納 稅

申込人及び連帯保証人 (申込人が法人の場合のみ) は、市税の納税義務者であり、申請時点での納期の到来している市税を完納していること。

返済について

1. 償還方法は、毎月元金均等払となります。
2. 借受人利率及び市負担利率は変動制です。貸付利率は、市が指定する金融機関の短期プライムレートに連動しているため、利率の変動があった場合には新利率が適用されます。
3. 繰上償還もできます。 (一部内入れの場合は、返済期間短縮のみ対応可能。その他の条件については、事前にご相談ください。)

融資あつせん内容

資金種類	限度額	併用申込	償還期間	(年利・変動制) 借受人 利 率	利 率 (年利・変動制) 市負担 利 率	用 途	
						保証料 補助 (最大 1/2)	
運転資金	600万円		5年内		○	商品及び原材料の仕入れ資金、手形の決済、給料支払い等に必要な資金	
運転資金(借換)			5年内		—	返済中の1つの融資(運転資金)と追加融資(運転資金)を一本化するための資金 ※同一の指定金融機関へのあっせんに限る。	
設備資金	800万円	各限度額 及び 各償還期間内 で 合計額 800万円	7年内		○	車両購入は、原則、車両本体価格(300万円以内のもの)のみをあっせんの対象とし、オプション品等はあっせんの対象外。なお、車体に社名・社章等を明示することが必要。 ※トラック・個人タクシー用の車両については価格要件対象外。車種により対象外の場合あり。	市内もしくは隣接市への設備投資に必要な資金
設備資金(借換)			7年内	0.8%	—	返済中の1つの融資(設備資金)と追加融資(設備資金)を一本化するための資金 ※同一の指定金融機関へのあっせんに限る。	
特別設備資金	200万円	設備資金と 併用申込可	7年内		○	【資金使途】(1)又は(2) (1)福祉のまちづくりに準じて利用者が安全で快適に利用できるための店舗出入口の段差解消や自動扉設置等の施設整備に必要な資金 (2)地域温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のために、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要な資金	
開業資金	500万円	—	5年内		○	市内で開業するための運転資金及び設備資金(市内で開業後1年未満の方も対象)	
商店街等賃貸金	800万円	—	運転資金・5年以内 設備資金・7年以内		○	市内の法人組織の商店会への団体融資が対象。 商店街のイベント開催等の共同事業活動等に必要な運転資金及び街路装飾や駐車施設等の共同施設設置等のために必要な設備資金	
緊急資金				0.5%	1.475%	【申込期間】令和7年3月31日まで。 【申請要件】次のいずれか、【資金使途】運転資金のみ (1)最近3ヶ月又は1年間の売上高が前年同期と比較して3%以上減少していること (2)倒産した取引先の相手方企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること	
経営安定化緊急資金 (1)売上高減少 (2)連鎖倒産防止対策	300万円	運転資金、設備資金、各借換資金、特別設備資金との併用申込可	3年内	0.0%	1.0%	【申込期間】令和6年6月28日まで。 【申請要件】次のいずれか、【資金使途】運転資金のみ (1)新型コロナウイルス感染症の流行に影響を受け、最近1ヶ月の売上高が、前年同期又は2019年1月から2020年2月までの間の同期と比較して3%以上減少していること (2)新型コロナウイルス感染症の流行に影響を受け、最近1ヶ月の売上高及びその後2ヶ月間の売上高見込みを併せた3ヶ月間の売上高が、前年同期又は2019年1月から2020年2月までの間の同期と比較して3%以上減少していること	

⑤ 各資金の償還期間内には据置6か月以内を含みます。ただし、「運転資金(借換)」及び「設備資金(借換)」については、据置期間を設けることはできません。

提出書類

提出書類 申込資金	共通					設備関係	その他			
	融資あつせん申込書	申請に係る承諾書	※市税納税証明書 (法人は連帯保証人分も必要)	確定申告書写し(直近期) (*電子申告の場合は受信通知を添付)	許認可証(写し)(必要業種)		工対象物件の見取図等(カタログ写し可)	事業(開業)計画書	あつせん対象該当届	連帯保証人代表理事
個人	運 転	◎	◎	◎	◎	◎				
	運転(借換)	◎	◎	◎	◎	◎				
	設 備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	設備(借換)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	特 別 設 備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	開 業	◎	◎	◎		◎	△	△	◎	
	緊急・ 新型コロナ対策	◎	◎	◎	◎	◎				◎
法人	運 転	◎	◎	◎	◎	◎				
	運転(借換)	◎	◎	◎	◎	◎				
	設 備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	設備(借換)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	
	特 別 設 備	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	開 業	◎	◎	◎		◎	△	△	◎	
	緊急・ 新型コロナ対策	◎	◎	◎	◎	◎				◎
商店街等振興資金		◎	◎	◎	◎					◎

◎:必ず必要 △:場合により必要

1 : 必要に応じ、その他の書類を提出していただきます。詳しくは、お問い合わせ下さい。

- (例) ・設備資金で店舗等の改装資金をお申込みの場合は、物件所有者の承諾書、車の購入の場合は車種の選定理由書が必要な場合があります。
 ・開業資金の場合は、事業計画書に記載する事項の証明書類が必要です。
 ・緊急資金及び新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の場合は、あつせん対象該当届に記載した事項の証明書類が必要です。
 ・申請者が特定非営利活動法人の場合は、特定非営利活動促進法第28条に定める「事業報告書」、「活動計算書」、「役員名簿」等についても提出が必要となりますので、事前にご相談ください。

2 : ※ 市税納税証明書（小金井市税の場合、提出を省略できる場合があります。）

- ・申込者の住所地（法人の場合は所在地）の納税証明
- ・連帯保証人（法人の代表者）については、住所地の納税証明
- ・納税証明の内訳：市都民税（非課税の場合はその証明、法人の場合は法人市民税）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ・市税納税証明書で確認できない部分については領収書で確認させていただく場合があります。

再 度 申 請 す る 場 合

市制度の融資を返済中の場合は、原則、申請時点で返済中の全ての融資について、融資額の各々3分の1以上を返済していることが必要です。詳しくはお問い合わせください。

1. 同一資金を再度申請する場合

申請限度額は、申込む資金の限度額から、借受中の返済残高（申請時点）を控除した額になります。

2. 異なる資金を申請する場合

申込資金の限度額以内で申請することができます。ただし、運転資金、運転資金（借換）、設備資金、設備資金（借換）は、借受中の残高と合わせて総額800万円を超えないこと等の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

運転資金（借換）・設備資金（借換）について

1. 市制度を利用した既存融資と追加融資を一本化します。（市制度以外の既存融資は対象外）
2. 申請時点で返済中の全ての市制度融資について、融資額の各々3分の1以上を返済していることが必要です。
3. あっせんは、借換元の融資と同一の金融機関へのあっせんに限ります。
4. 申請限度額を計算する際、借換資金で一括して返済する残高を控除する必要はありません。
5. 各借換資金の返済中は、同じ借換資金の申し込みはできません。
6. 申請前に申込先の金融機関へ必ずご相談ください。

申 請 で き な い ケース

1. 納税資金、生活資金としての申込み。
2. 融資が実行される前に支払い済みとなるもの。
3. 金融機関から取引停止処分を受けている場合。
4. 過去に代位弁済や損失補償を受けた場合。

そ の 他

1. あっせん後に申請内容について変更が生じたときは、必ず市にご連絡ください。

(住所、代表者、返済期間、資金の使用目的、事業の廃止や変更等、申請書記載内容に変更があった場合)

※ 申込要件を満たさなくなるような変更、償還金額や償還期間を変更する約定変更が行なわれた場合、あっせんを取消し、利子補給金の中止や返還、保証料補助金の返還、融資の一括繰上完済等をお願いする可能性がありますのでご注意ください。

2. 繰上償還（一部繰上償還を含む）により保証機関から保証料の一部が返戻された場合は、補助割合に応じた金額を市へ返還していただきます。（ただし、市制度の借換資金を利用して既存融資を返済した場合を除きます。）

3. 申請内容に変更が生じた場合や繰上償還が行われた場合、市は関係機関に対して必要な情報を伝え、変更内容や繰上償還に伴う保証料返還金等について、回答を求めることがあります。

4. 設備購入の場合は、事業終了後に工事（購入）完了報告書（市の所定用紙）を提出してください。提出が無い場合、あっせん取消となります。

5. 開業資金を申請の際は、事業計画書に応じた添付書類が必要となります。詳しくは、事前にご相談ください。

6. 併用申し込みについては、お問い合わせください。

7. 法人代表者以外の連帯保証人は、原則不要です。

8. 令和6年3月より、信用保証料の上乗せにより、経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）を開始しています。（資格要件あり）

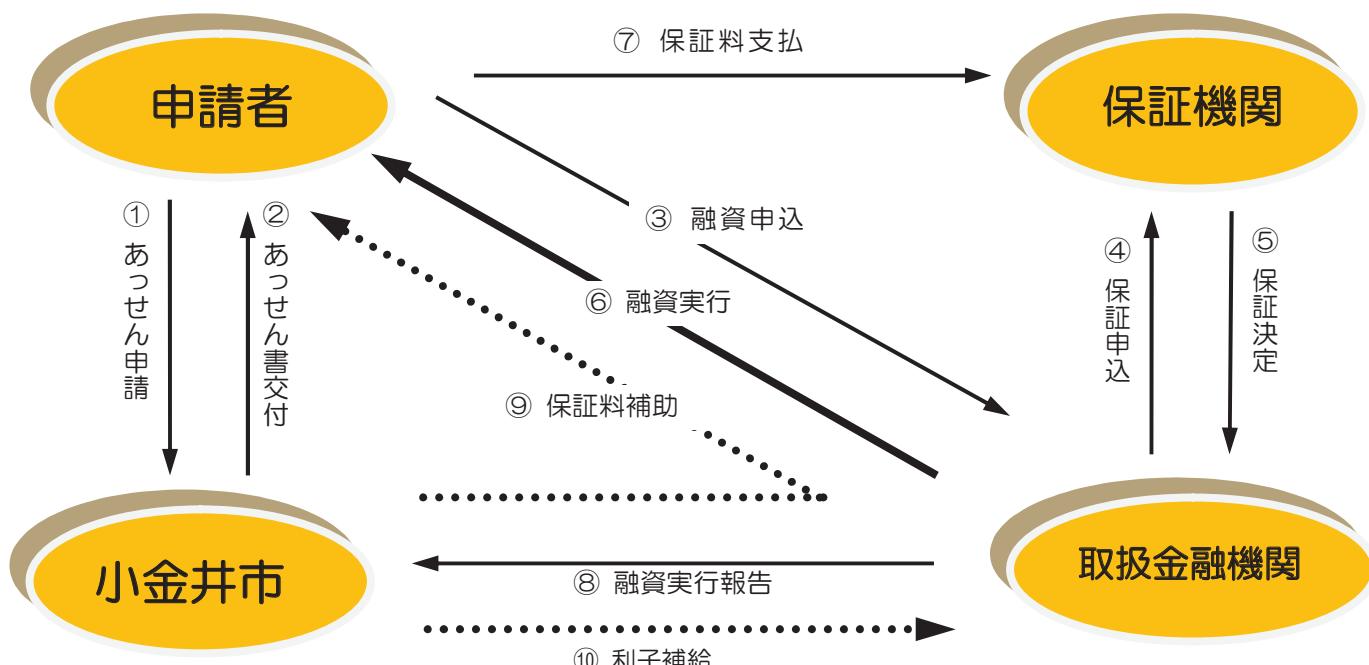
取扱金融機関

R6.3現在

金融機関名	所在地	電話番号
みずほ銀行 小金井支店	エンゲージメントオフィス 千代田区神田錦町2番11号	03-6631-9555
多摩信用金庫	小金井支店	042-385-1111
	小金井南口支店	042-384-5111
東京むさし農業協同組合小金井支店	小金井市中町4-16-22	042-381-6665
三菱UFJ銀行 小金井支店	小金井市本町2-6-3	042-383-2111
三井住友銀行 小金井支店	小金井市本町5-12-4	042-381-2141
昭和信用金庫 東小金井支店	小金井市東町4-42-21	042-384-1521
東日本銀行 新小金井支店	府中市美好町1-31-2府中支店内	042-364-6511
山梨中央銀行 小金井支店	国分寺市西恋ヶ窪1-36-34 国分寺支店内	042-324-3750
西武信用金庫 武蔵境支店	武蔵野市境1-15-14	0422-53-5011
青梅信用金庫 小金井支店	小金井市本町5-9-1	042-382-1221

～融資のお申込みについては、金融機関にもよくご相談ください。～

申請の流れ



※ 利子の補給は、市が直接取扱金融機関へ行います。

※ 保証料補助金は、原則、市が取扱金融機関を通じて申請者へ振込みます。(融資実行後、振込みまで数ヶ月の期間を要します。)